新発田市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年４月

新発田市教育委員会

目　　次

１．計画の趣旨・現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１

（１）計画の趣旨

（２）本市の現状

２．目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ２

（１）時間外在校等時間に関する目標

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

３．計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ３

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容　・・・・・　Ｐ３

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

（２）学校における措置の推進

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

５．関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・　Ｐ８

１．計画の趣旨・現状

（１）計画の趣旨

令和７年６月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下、「給特法等一部改正法」という。）が公布され、令和８年４月１日から施行されることになった。

給特法等一部改正法第１条により新設した給特法第８条第１項により、服務を監督する教育委員会は、文部科学大臣が給特法第７条に基づき定める指針に即して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下、「計画」という。）を定めることとなった。

今後は、本計画に基づき、教育職員一人一人が児童生徒とじっくりと向き合い、心を通わせた教育活動を推進するために、教育職員の負担を軽減し、健康な心身でやりがいをもてるような職場環境を実現する。

なお、本計画及び毎年の実施状況については公表するとともに、総合教育会議にも報告し、地方公共団体との連携を図りつつ、取組の更なる改善につなげていく。

（２）本市の現状

本市では、令和３年３月に「新発田市立小・中学校における教員の勤務時間の上限に関する方針」（※）を定め、業務内容等の見直し、校務支援システムの導入、外部人材の活用等を進め、所管する学校の教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

※新発田市立小・中学校における教員の勤務時間の上限に関する方針
①１か月の在校時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45 時間を超えないようにすること。
②１年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360 時間を超えないようにすること。

こうした取組の結果、令和６年度の本市における教育職員の時間外在校等時間の状況は、以下のとおりであった。

【令和６年度における市内教職員の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 33.1 時間	27.0%	1.5%
中学校	月 46.9 時間	47.4%	13.0%

・時間外在校等時間が 45 時間を超える割合は、小学校で 27.0%、中学校で 47.4%となっており、依然として時間外在校等時間が多い実態がある。
・小学校では学校行事、中学校では中学校体育連盟主催大会に向けての部活動などの業務の負担感が大きくなっており、学校行事の内容の精選、部活動の地域展開を図ることなどによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

２．目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

（１）時間外在校等時間に関する目標

・１か月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。

	Ｒ６(現状値)	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10	Ｒ11
小学校	73.0%	83%	88%	94%	100%
中学校	52.6%	70%	80%	90%	100%

・１年間における１か月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間以下にする。

	Ｒ６(現状値)	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10	Ｒ11
小学校	33.1 時間	31.9 時間	31.3 時間	30.7 時間	30 時間
中学校	46.9 時間	40.2 時間	36.8 時間	33.4 時間	30 時間

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

・年間の年次有給休暇の平均取得日数を 13.5 日以上にする。

	Ｒ７(現状値)	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10	Ｒ11
平均取得日数	12.9 日	13.1 日	13.3 日	13.4 日	13.5 日

・ストレスチェックを実施する割合を 100%にする。

	Ｒ６(現状値)	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10	Ｒ11
実施割合	58.9%	70.0%	85.0%	100%	100%

各校において、時間外在校等時間、年次有給休暇の取得状況を把握し、目標値に達していない教育職員へのフォローを行う。また、ストレスチェックの実施率を向上させ、高ストレス者に対してのフォローも行う。さらに、市教育委員会は、これらの目標の市全体の達成状況を毎年度検証することで、目標の着

実な達成につなげ、教育職員が生き生きと教育活動に取り組み、働きやすさと働きがいを両立し、子どもたちによりよい教育を行うことを目指す。

３．計画の期間

令和８年度～令和 11 年度

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

文部科学省から示された「学校と教師の業務の３分類」（「学校以外が担うべき業務」、「教師以外が積極的に参画すべき業務」、「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」の３分類）を踏まえ、これまで学校と教育職員が担ってきた業務について以下のように整理し、業務の見直しに取り組む。

イ　学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「３分類」①関係）

①地域学校協働活動との連携

・各地域の実情を踏まえ、学校運営協議会等を通じて、保護者、地域住民による通学路の見守り活動等を推進する。

◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「３分類」②関係）

①自治体との連携

・放課後から夜間における見回りについては、地域の自治会等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

②学校警察等連絡協議会との連携

・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◆学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「３分類」③関係）

①給食費の徴収・管理

・公会計化の検討を行う。

◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「３分類」④関係）

①地域コーディネーターの配置

・すべての学校に地域コーディネーター（有償ボランティア）を配置する。

②段階的なコミュニティスクールの導入

・学校の働き方改革を前進させるためには、地域の協力無くして進められないことから、段階的にコミュニティスクールを導入する。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「３分類」⑤関係）

①市教育委員会のサポートチームへの相談体制の構築

・市教育委員会は、サポートチームについて学校に周知し、相談しやすい体制を整える。

②市の顧問弁護士に相談できる体制の構築

・市の顧問弁護士に相談できるよう市教育委員会で調整する。

ロ　教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査･統計等への回答（「３分類」⑥関係）

①学校への調査・統計依頼の削減

・市教育委員会独自で行う調査を極力減らしていく。

・実施する場合は、調査自体の必要性、方法等を十分検討する。

②学校へのメール送付の削減

・学校に送付する情報等を重要度別に仕分け、重要度が低いメールについては、市の財務パソコンの共有フォルダ等に保管するなどして、学校の受付文書を減らす。

③学校アンケート等におけるＩＣＴの活用情報の共有

・ＩＣＴ活用の調査等を行い、ＩＣＴ化できていない学校に他校の実践を伝え、活用できるよう支援を行う。

◆設備の日常的な保守・管理（「３分類」⑧関係）

①校内パソコン・１人１台端末の保守・管理

・保守・管理の業者委託を実施する。

◆学校や体育館等の施設･設備の管理（「３分類」⑨関係）

①休日の日中の体育館・グラウンド等の割当管理の業務委託

・休日部活動の地域展開に伴い、令和８年度から休日の日中の体育館・グラウンド等の割当管理については、認定NPO法人新発田市総合型地域スポーツクラブとらい夢に委託する。

・地域の行事等の把握は学校で行うが、調整はとらい夢が行う。

◆校舎の開錠・施錠（「３分類」⑩関係）

①機械警備の導入

・機械警備による業者委託を実施する。

◆児童生徒の休み時間における安全配慮、校内清掃等（「３分類」⑪⑫関係）

①地域学校協働活動との連携

・休み時間において、ボランティアによる見守り体制を整える。
・校内清掃において、地域コミュニティや地域住民等の支援参画を促進する。

◆部活動（「３分類」⑬関係）

①休日部活動の地域展開の実現

・令和８年度当初より、原則、休日の全ての部活動を地域展開する。休日部活動が地域展開した後も、適切に運営されるよう、当分の間、市教育委員会が支援を行う。
・中学校体育連盟主催大会、吹奏楽連盟主催コンクール等は学校で対応する。

②平日の部活動指導員の配置拡充を検討

・休日部活動の地域展開に伴い、これまで原則、休日の部活動に配置してきた部活動指導員を平日部活動に配置することで、教職員への支援を充実させる。

③平日部活動の地域展開について検討

・休日地域クラブの運営状況を踏まえ、平日部活動の地域展開に関するスポーツ庁、県の動向を確認しながら課題等について検討する。

ハ　教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆給食の時間における対応（「３分類」⑭関係）

①給食運搬パートの雇用

・給食のコンテナの校内での運搬業務を行うことで、給食に関わる業務の負担軽減を図る。

②市職員や栄養教諭等による食に関する指導の推進

・食に関する専門的な知識をもった市の栄養士や栄養教諭等が推進することで、食育に関わる教材研究等の負担軽減を図る。

◆授業準備、学習評価や成績処理（「３分類」⑮⑯関係）

①スクール・サポート・スタッフ（以下「SSS」）の配置

・授業準備、採点作業、印刷業務等を補助する。

②校務支援システムの活用

・校務支援システムの機能を使い、成績処理等に係る事務負担を軽減する。

③県統一の校務支援システムの検討

・県統一の校務支援システム導入に向け、必要な機能を十分検討し、業務改善につなげる。（保護者連絡ツール、保健関係書類、職員勤務実態の把握等）

◆学校行事の準備・運営（「３分類」⑰関係）

①SSS や地域学校協働活動との連携

・これまで学校職員だけで行っていた学校行事の準備や後片付け等について学校で洗い出し、SSS の積極的な活用や地域コーディネーターによる学校ボランティアの新たな募集により、学校、保護者、地域との協働を更に促進する。

◆進路指導の準備（「３分類」⑱関係）

①地域コーディネーター等との連携

・進学先に関する情報収集等について、地域コーディネーター等との協働を促進する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「３分類」⑲関係）

①サポートチームの派遣

・児童生徒、保護者、学校の困り感に寄り添い、市教育委員会指導主事、市スクールソーシャルワーカー（以下「市 SSW」）で相談を受け、必要に応じて、市サポート指導員を派遣する。

②補助教員の配置

・補助教員を配置することにより、授業の補助や児童生徒の個別の対応を担う。

③有償ボランティア（学校支援ボランティア・日本語指導員）の配置

・個別の支援にかかる授業の補助等をボランティアにお願いすることで、教育職員が他の指導にも力を注げるようにする。

④重大事態につながる案件等への積極的な支援体制の構築

・学校からの要請があり、市教育委員会が必要と判断した場合は、市教育委員会指導主事、市 SSW がケース会議へ積極的に参加し助言をする。学校が、保護者や児童・生徒と接触できない場合等は、市教育委員会指導主事、市 SSW が面談を行い支援する。

◆その他

①学校における電話対応の時刻の適正化

・18 時以降、保護者からの電話対応を行わないことを市教育委員会から保護者等に伝え、市広報でも周知する。

②教育職員の勤務時間の客観的把握

・タイムカード（ＩＣカード）により個々の教育職員の勤務時間を客観的に把握する。

・時間外在校時間等をデータで一括管理し、個人や全体の勤務状況を把握しやすい環境を整える。

（２）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

①学校行事等の見直し

・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間や頻度の見直し、勤務時間内で放課後の活動を終了できるような校時表の見直し等を行う。

②教育課程の見直し

・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で必要な時数となるよう設定する。標準授業時数を大幅に上回って（小４以上は年間で 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

③デジタル技術の活用

・アンケート調査、または欠席連絡など、各校で行っている活動のうち、ＩＣＴを活用し効率化できるものは、積極的に取り入れて活用する。

④地域学校協働活動への積極的な参画の推進

・ボランティアによる授業や各種教育活動への支援など、地域の力を活用して教育活動の質の向上と地域における課題等の解決を図る。
・地域学校協働活動を教頭等が中心となって担っている場合は、地域コーディネーターに徐々に移行していく。

⑤学校からの便りの頻度、配付方法等の見直し

・定期的に学校から配付する便りの回数や方法等を見直す。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

①１か月の時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員から申出があった場合は、医師による面接指導を実施する。

②50 人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を令和 10 年度には 100％にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。

③市教育委員会が、長期休業期間中に学校無人化の期間を設定し、休暇取得を促進する。

④年次有給休暇をまとまった日数連続して取得できるよう、会議等の設定

日を調整する。

⑤ノー残業デーを計画的に実施する。

⑥年間を通した早出遅出勤務制度の導入について検討を行う。
・長期休業中の早出遅出勤務制度については継続するとともに、年間を通した早出遅出勤務制度の実施については、課題を市教育委員会で取りまとめ、導入について検討する。

５．関連する取組、今後のフォローアップについて

①取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、新発田市のＨＰで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。また、必要に応じて、計画を見直す。

②時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。

③市教育委員会は、各学校の取組状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

④各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行う。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

⑤保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域等に対して、本市における「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。